

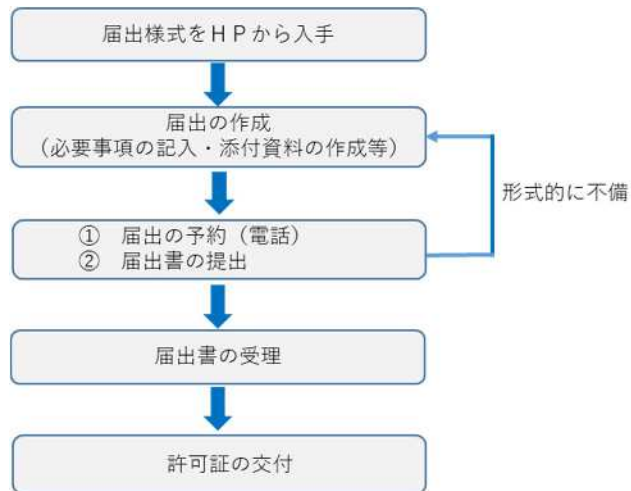
届出の手続きについて

(1) 届出の時期

条例の施行日（令和6年2月1日）にすでに再生資源物の保管等を業として行っている者（従前の屋外保管事業者）については、施行後6カ月（令和6年7月31日）までに届出が受理されている必要があります（経過措置）。

(2) 届出の流れ

従前の屋外保管事業者は、産業廃棄物指導課に既存屋外保管事業場届出の提出が必要となります。



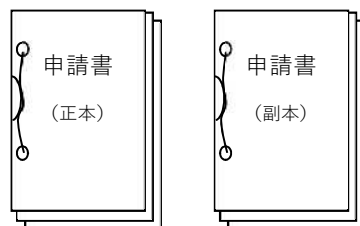
(3) 届出書の作成

届出書のとじ方

・届出書は左側に2穴を空け、とじひもでとじてください（下図1参照）。

※正本（提出用）、副本（届出者控え）の計2部作成してください。副本については、正本の白黒コピーで構いません。

※正本（提出用）は、日本産業規格A4判の紙サイズで、片面印刷としてください。A4判とA3判の紙サイズが混在しているときは、A3判の紙サイズを片袖折り（下図2参照）にし、A4判の紙サイズにそろえて提出してください。



(図1)とじ方



(図2)片袖折り

(4) 届出の提出先(受付場所)

届出書を整えたうえで、産業廃棄物指導課に、添付書類を添えて提出してください。

届出は予約制となっています。予約の際は、申請者名、来庁者及び連絡先等を電話でご連絡ください。

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 審査係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 ときわ会館地下1階

電話：048-829-1608

FAX：048-829-1933

E-mail：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

さいたま市役所 産業廃棄物指導課 案内図



開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始12月29日から翌年1月3日を除く。)

【徒歩】

京浜東北線浦和駅西口から徒歩約20分

京浜東北線北浦和駅西口から徒歩約20分

埼京線中浦和駅から徒歩約20分

【さいたま市役所駐車場】

利用時間：開庁日の8：30から17：15まで

利用料金：無料